

## 門真市個人情報等の取扱いの委託に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、実施機関（門真市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年門真市条例第31号）第2条第1項に規定する実施機関をいう。）又は議会（以下「実施機関等」という。）が個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいい、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）その他の重要な情報資産（以下「個人情報等」という。）の取扱いを委託する場合又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合において、個人情報等の保護のために講ずべき措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基準の対象となる委託)

第2 この基準の対象となる委託契約は、実施機関等が個人情報等の取扱いの全部又は一部を実施機関等以外のものに依頼する契約の全てをいい、一般に委託と称されるもののほか、印刷、筆耕及び翻訳等の契約並びに公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合及び使用料の徴収の委託等の公法上の契約を含むものとする。

(委託に当たっての留意事項)

第3 委託に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 委託先の選定に当たっては、別記「個人情報等取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守できるものを選定すること。
- (2) 入札に当たっては、入札の前に、随意契約に当たっては、見積書を徴するとき、契約内容に個人情報等の保護に関する特記事項があることを相手先に周知すること。
- (3) 受注者に対し、受注業務に従事している者又は従事していた者が個人情報等の漏えい等を行った場合には、罰則が適用される場合があることを説明すること。
- (4) 委託事務を行わせるために委託先に提供する個人情報等は、委託事務の目的の範囲内で必要最小限のものとし、必要に応じ、特定の個人を識別することができ

る記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずること。

(契約に当たっての措置)

第4 個人情報等の取扱いの委託に係る契約に当たっては、契約書に受注者が特記事項を遵守すべき旨を記載するものとする。ただし、契約書中に特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。

なお、契約書によらないで契約する場合であっても、受注者に特記事項を契約事項として交付するものとする。

**附 則**

この基準は、平成19年10月30日から施行する。

**附 則**

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

この基準は、令和7年12月1日から施行する。